

市 政 報 告

令和 5 年 9 月 6 日

第 3 回市議会定例会

令和 5 年第 3 回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

「訴状の送達」について申し上げます。

去る令和5年8月25日、札幌地方裁判所岩見沢支部から、美唄市により経済的虐待が認定され、令和2年5月1日に成年後見等開始の審判申立てがなされたことにより、夫婦で生活する権利の侵害を受けたとされる市民が原告となり、美唄市ほか2名を被告として、連帯して3,300,000円の損害賠償等を求める請求事件の訴状の送達がありました。

今後については、本市が依頼する代理人弁護士をとおして対応してまいります。

以上、申し上げます。報告を終わります。